

令和7年6月11日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 墳 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総務課長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税務課長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建設課長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産業課長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一郎 君
会計管理者兼 会計課長	多 賀 靖 君	消防主任	三 輪 学 君
教育長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高 木 智 司	書記	石 川 敦 詞
書記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 水野忠宗議員、4番 渡辺保彦議員を指名します。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

12番 中村ひとみ議員。

[12番 中村ひとみ君登壇]

○12番（中村ひとみ君） 皆様、おはようございます。

12番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく3点にわたって質問を始めさせていただきます。

熱中症に注意！！命を守る対策さらに！！

気象庁によると、5月から8月は全国的に平均気温が平年より高くなると予想されております。今年のゴールデンウイークも最高気温が25度以上の夏日が続出し、熱中症で搬送されたというニュースが後を絶ちませんでした。

注意したいのが熱中症です。まだ体が暑さに慣れていない時期であり、本格的な夏を迎える前から十分な予防・対策を心がけることや、特に熱中症になりやすい高齢者や乳幼児への配慮も重要であります。

熱中症になると、目まいや頭痛、けいれん、吐き気といった症状が出やすいと言われています。涼しい場所に移動して体を冷やし、水分や塩分を補給しても、症状が改善しなければすぐに医療機関に診てもらうことが必要であります。

総務省消防庁によると、昨年5月から9月に熱中症で搬送されたのは過去最多の9万7,578人。熱中症による死者は年間1,000人を超えていました。命を守る対策をさらに進めていかなければなりません。

熱中症を防ぐため、環境省は新たに熱中症特別警戒アラートの運用を始めました。危険な暑さで健康に重大な被害が出るおそれがある場合、都道府県単位で発表し、冷房の使用や外出自粛などを呼びかける、一昨年成立した改正気候変動適応法に基づく措置であります。

特別警戒アラートが発表されると、国は注意を呼びかけるだけでなく、自治体に対して被害

防止に向けた対策を求める、この軸になるのが指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の住民への開放です。市区町村は、冷房設備のある公民館や庁舎などの施設をクーリングシェルターに指定し、アラート発表時には一般開放できるよう準備しています。薬局や商業施設、ショッピングモールといった民間施設をシェルターに指定している自治体もあります。

そこで1点目として、本町ではクーリングシェルターの確保をどのように進めるおつもりなのか、見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、熱中症は自宅などでも多発しています。昨年夏、熱中症により屋内で亡くなった人の9割が、エアコンの不使用などによるものであります。適切な使用を強く促すためにも、特に高齢者の世帯や要支援者に向けた取組についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、災害協力井戸についてお伺いいたします。

昨年元日に人々から日常を奪った能登半島地震から、1年6か月余りがたちました。浄水場や水道管が破損し、最大でおよそ13万戸にも及ぶ断水が起き、生活用水などが著しく不足する深刻な事態となりました。断水は長期化し、復旧に半年近くかかった地域もありました。

地震などの自然災害は突然やってきます。災害の規模によっては、ライフラインが途絶えることも想定しなければなりません。特に人々の命に関わる水は欠かせません。中でも懸念されるのが生活用水です。

断水時の洗濯、お風呂、トイレ、食器洗いなどの不足は、不衛生な環境で生活をすることになるため、被災者は肉体的にも精神的にも追い詰められることもあり、過去には生活用水の不足により多くの災害関連死を引き起こしたこともあるそうです。例えば、汚いトイレの使用を控えるために水分補給を我慢したことにより、心筋梗塞や脳梗塞で亡くなるというケースです。

東日本大震災において、長期にわたり断水したところが多数あった中、地域の井戸水で生活用水を貯うことができたそうです。大規模災害に備え、その経験から、命を守るために災害協力井戸を準備する動きが広まりつつあります。

災害協力井戸とは、災害時など断水したときに個人所有の井戸を地域住民の生活用水として無償提供していただけるというものです。自治体が災害協力井戸の募集をし、その趣旨に御協力いただける方を登録、防災マップなどに所在地を掲載し、周知する流れであります。

羽島市では、マップだけではなく、災害時協力井戸と書かれた看板が井戸のある所在地の埠などに設置されております。そこで、日頃から生活用水を提供していただける井戸の所在地を周知することや確認ができ、いざというときに対応ができると思います。災害時の生活用水を確保するために、災害協力井戸登録制の導入のお考えをお聞かせください。

最後3点目、自治会等のデジタル化についてお伺いいたします。

現在、人口減少と高齢化により、自治会等の地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティーを維持することが難しくなっているように思います。

核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、非正規雇用の増加等により職場での家庭的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激

に変化する中で、安全に安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は非常に大きいと思います。

そこで1点目として、今日の自治会等の地域コミュニティーの弱体化について、どのような認識を持っているのか、また地域コミュニティーを維持するための支援の必要性についてどのように考えているのか、お聞かせください。

現在、人口が減少し、高齢化が進む地域では、自治会等の役員として働く方も少なくなる中で、地域コミュニティーの維持は難しいように思います。今後はデジタル技術を活用し、住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行したり、広域的に活動している様々な事業主体と地域住民の情報交換の場を開設したりと、柔軟で多様な連携を可能にする自治会等のデジタル化を進める必要があると思います。

そこで2点目として、自治会等のデジタル化などデジタル技術を活用しての地域コミュニティーの再構築についてどのように考えているのか、また具体的にどのような取組を進めているのか、お聞かせください。

第3点目として、高齢者の人口比率は高止まりし、中でも75歳以上の人口の比率が増え続ける中で、今後は地域コミュニティーの担い手を自治会等に限定する必要はなく、学校やこども食堂、N P O、企業など、多様な人材や組織が柔軟に連携する中で、安全で安心して暮らせる共助の仕組みを構築することも必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 中村議員の大きい3点目の質問でございますが、自治会等のデジタル化につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、御質問の1点目でございますが、自治会等の地域コミュニティーの弱体化に対する認識と、それを維持するための支援の必要性について、どのように考えておるかということでございます。

議員も申されておりますとおり、現在の地域コミュニティーにつきましては、社会経済情勢の急激な変化、そしてまた新型コロナウイルス感染症の影響等々、活動の制約などによりまして非常に維持することが困難になりつつあると思っております。

自治会は、そもそも地域の人同士、そしてまた助け合って暮らしていくといった、そういうふた営みを地域の人々の中で盛り上げながら、住みよい地域を築いていく大切な役割を担っている団体、そのように認識をいたしております。地域福祉あるいは防災など、複雑化する課題への対応の必要性も高まっておる昨今でございますが、自治会は住民同士の関わり、そしてまた生活環境の維持等の活動のほかに、高齢者の見守りでありますとか子供の安全対策等、住みよいまちづくりを進める中心的な役割も担っていただいておりますし、地域の皆様にとりましても一番身近な地縁型コミュニティーの中心的な存在であると、そのように思っております。

お一人お一人が自分たちの地域のことを考えながら、お互いに協力し合い、そしてまた住み

よい地域社会を形成するために組織されました自治会が弱体化するといったようなことは、一方では孤独や孤立の社会問題を深刻化させるということにもつながりますし、安全・安心な地域生活の維持にも大きな影響を及ぼす、そのように懸念をいたしておるところでございます。

したがいまして、地域コミュニティーを維持していくためには、それぞれの地域課題に対しまして、現役世代あるいは若い世代の方々の意見も十分積極的に取り入れながら、自治会の負担を少しでも軽減するための行政に対します業務の見直しについても検討をしていく必要があると、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、御質問の2点目でございますが、デジタル技術を活用した地域コミュニティーの再構築についてでございます。

どのように考え、どのような取組を進めているのかという御質問でございますが、核家族化やライフスタイルの変化などによりまして、議員もおっしゃっておりますとおり、住民ニーズが多様化する中で、自治会等の地域活動のデジタル化につきましては、自治会活動の効率化や負担軽減、情報交流の活性化に有効な手段であると、私もそのように考えております。

垂井町といたしましては、本年度でございますけれども、防災情報自治会伝達システムの導入を予定いたしております。これは、スマートフォンにアプリをインストールすることによりまして、行政からの情報を受信することが可能となるシステムでございます。今年度は、自治会長さんをはじめ、自主防災隊長さんなど、地域を代表される方々に対しまして、防災情報の配信から運用を始めたいと、そのように考えております。

また、このシステムにつきましては、自治会員の皆様方に導入することによりまして、議員もおっしゃっていただいております電子回覧板の機能でありますとか、カレンダー機能による自治会行事のスケジュールの共有、有事の際の安否確認手段など、広く御利用していただくことも可能となっておるシステムでございます。

ただし、利用の拡大に当たりましては、まずはその費用対効果やセキュリティー対策などに十分配慮する必要性もございますことから、今後、十分検討しながら次のステップに入ってまいりたいと、そのように考えております。

御質問3点目でございますが、今後は地域コミュニティーの担い手を自治会に限定するのではなく、多様な人材でありますとか、組織が柔軟に連携して、安全・安心に暮らせる共助の仕組みを構築することも必要ではないかというお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、学校、N P O、企業などと柔軟に連携していくことは極めて重要であると認識しております。垂井町まちづくり条例におきましても、協働のまちづくりの担い手でございます住民の定義を、町内に住む人、そして町内で働く人や学ぶ人、町内で事業や活動を行う人と定義されておるところでございます。

垂井町では、御案内のとおりでございますが、産業課所管の提案型地域活性化事業をはじめといたしまして、近年、多様な人材でありますとか団体との関わりの中で、新たな担い手によりますまちづくりの取組もあちこちで生まれ展開されておると、そのように私も感じておると

ところでございます。こうした取組が、地域コミュニティーの創出でありますとか共助の構築につながっていくためにも、必要な支援につきまして、引き続き調査・研究を重ねながら推進してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

[健康福祉課長 酒井明美君登壇]

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、中村議員の大きい1つ目の御質問、熱中症に注意！！命を守る対策さらに！！についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目のクーリングシェルターの確保をどのように進めていくかについてお答えをいたします。

クーリングシェルターとは、気候変動適応法に基づき、熱中症による健康への被害を防ぐために、適当な冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として市町村長が指定した施設のことです。本町では、令和6年8月に、各地区まちづくりセンター、タルイピアセンター及びワイワイプラザ垂井の8か所をクーリングシェルターに指定をいたしました。

昨年度から、熱中症特別警戒アラートの運用が開始され、過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあると予測された場合に、熱中症特別警戒アラートが発表されることとなりました。発表された場合には、施設を開放することとなっていることから、指定した施設にはクーリングシェルターであることが分かるようにポスターを掲示しております。

昨年度、本町に熱中症特別警戒アラートは発表されておりませんが、利用しやすい環境づくりを踏まえ、今後は民間施設も含めたクーリングシェルターの確保について検討するとともに、町ホームページで周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、高齢者の世帯や要支援者に向けた取組についてお答えをいたします。

屋内での熱中症対策として、エアコンなどにより室内の温度を適切に保つことは重要な予防の一つでございます。しかしながら、高齢者の中には、電気料金の節約意識や、もったいないなどの理由から、エアコンの利用をちゅうちょされることが心配されるところでございます。そのため、継続的に啓発を続けることが非常に大切であると考えております。

そこで、「広報たるい」において、本年5月号では、保健センターのページで熱中症予防の記事を掲載し、7月号では、地域包括支援センターのページで掲載をする予定でございます。

また、民生委員や社会福祉協議会が独り暮らし高齢者へ見守り訪問をするときなど、暑くなり始める時期から、熱中症予防について注意喚起などを行っているところでございます。そのほかにも、介護事業関係者との会議などの機会を通じて、熱中症予防の啓発を行っております。

高齢者や要支援者は熱中症のリスクが高いことから、引き続き保健センター・や民生委員、社会福祉協議会などをはじめ、介護事業関係者など様々な関係機関と連携して、熱中症予防に取

り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

[企画調整課長 小森俊宏君登壇]

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、中村議員の大きい御質問の2点目、災害協力井戸についてお答えさせていただきます。

能登半島地震では、広範囲に及ぶ断水が長期間続き、地域によっては復旧までに半年近く時間をするなど、生活用水の確保が極めて困難な状況となりました。生活用水の不足による衛生環境の悪化は、心身の健康への影響も大きく、災害関連死のリスクを高めることにもつながり、生活用水の確保がいかに重要であるかを改めて認識したところでございます。

現在、本町では、飲料水の備蓄を計画的に進めるとともに、水道施設の耐震化など応急給水体制の整備を行っているところでございます。しかしながら、大規模災害時には、このような応急給水体制のみでは対応が追いつかず、生活用水全般を賄えないことが予想されます。

議員御提案の、災害時協力井戸登録制度につきましては、被災時における生活用水の重要な供給源として期待ができ、地域の共助の取組にもつながる有効な手段の一つと考えております。近隣市町では、既に災害時協力井戸を導入しているところもあります。

本町におきましても、他自治体の先行事例や制度の運用を調査・研究しながら、導入について検討を行ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） 町長をはじめ各課の課長さんの御答弁、大変にありがとうございます。

熱中症の対策といたしまして、クーリングシェルターに関しましては、既に昨年8月より指定をされているということでございましたが、8か所ということでございました。これも知らない方も結構私の周りにいらっしゃるということで、徹底していただきたいことと、あと防災無線などを活用して、熱中症アラートの発生時には、確実に皆さんに知らせるという対策も講じられているのか、再質をさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

環境省では、この熱中症の予報につきましては、熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラートの2つがございます。熱中症警戒アラートにつきましては、平日のみではございますが、当日の朝10時に屋外放送をさせていただいております。熱中症特別警戒アラートにつきましては、先ほど昨年度は発表されておりませんというふうに申し上げましたが、発表された場合には、前日の午後2時頃に環境省から発表がございますので、発表があった日の午後5時頃と当日の朝8時に熱中症特別警戒アラートが発表された旨、屋外放送での放送を予定しているところでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

しっかりと徹底をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

すみません、2点目の熱中症による高齢者のための対策といたしまして、9割がエアコン不使用による状態で熱中症になったということを先ほども申し上げましたが、見守り訪問をしていただいているということで、その際、自宅に訪問されるということなので、例えば、リモコンの切替えも注意していただければと思うんです。暖房になったまま使用していたという情報もありまして、細かいことではありますが、その付近もきちっとチェックをしていただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。これは答弁はよろしいです。

先ほど災害協力井戸についてですが、前向きに今後設置を検討していくというふうであります。

例えばですが、企業さんとか、あと事業所さんなどは大きいものがあるのではないかと思うんですが、そこら辺の企業さんのほうにもお声をかけていただくということは検討してみえるのか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

○企画調整課長（小森俊宏君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

近隣市町の取組状況を見ておりますと、個人の井戸と事業所の登録もされているところも見受けられますので、まだ垂井町といたしましては具体的な検討を進めておるわけではございませんが、いろいろな井戸があると思いますので、例えば湧き水なんかもあると思いますので、そういうようなことも広い範囲で検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

井戸のくみ上げには電気を利用してポンプでくみ上げるというふうに思うんですが、例えば停電になったときにくみ上げが止まってしまうケースも出てくると思いますので、併せてそのようなこともくみ上げられるような形にしていただけるように対応もお願いしたいと思います。これは答弁はよろしいです。よろしくお願ひします。

自治会等のデジタル化について質問をさせていただきます。

町長さんが答弁していただきました。まずは防災情報の発信から始めてみようということで、自治会長さん等のほうからまずは始めて、後に会員さんへという流れになっていくのかなというふうに思います。

今、もう既に岐阜県の各務原市などは結ネットという形で始められているみたいなので、そういうところも先進事例も研究していただきながら、よりよいものにしていただければなというふうに思います。

今、自治会はいつでも簡単に退会ができてしまうんですが、回覧板が回ってこなかつたり、行政の意見が伝えにくいとか、あとごみは出すことはできるんですが、ごみ捨て場の利用の間

題などのデメリットもあると思うんですね。今後、メリットもデメリットも含めて、住民さんのほうに発信ができるというか、そういうものがあれば関心も出てくるでしょうし、あと、このデジタル化に向けて、現役世代の方や若い方たちが自分たちもできるんじゃないかなという思いになっていただければと思います。

今現在、要するに自治会の退会に関してですが、そのデメリット的なこと、メリット的なことをどのような形でお伝えしてみえるのか、そこら辺だけお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

○町長（早野博文君） 中村議員の再質問にお答えしたいと思います。

手元に、令和7年度の自治会長会議の資料を持ってまいりました。4月12日の資料でございますが、毎年全員の自治会長さんにお集まりいただきながら、当日の式次第とか、それのみならず、併せて自治会のガイドブックというのもお配りしております。これはいわゆる、自治とはなぜ必要なのかといったようなことを簡単にまとめたものがございます。

中でも、実際に現実的なものとして、Q&A方式で少し御紹介をしたページもございまして、自治会加入の悩みQ&Aといったようなことから、ちょっと件名だけ御紹介したいと思いますが、当番役員をやりたくありません、なぜやらなきゃいけないのですかといったクエスチョン。それから御近所付き合いが煩わしいのですがといった問い合わせ。それから、高齢者で独り暮らし、生活や健康に不安がありますといった、これも議員の御指摘のとおりでございますが、それから、いざというときに行政が何とかしてくれるはずじゃないんですかといったこと、なぜお祭りや行事なんかするんですかといったようなこと、それぞれ身近に、ふだんから聞こえてくるような内容をかいづまみながらお答えをしたのも、この中に掲載させていただいております。

ある研修、これは私は出席いたしておりませんが、今年の3月でございますけれども、一般財団法人の自治研修協会、この中で講師であられる方が、こんなことを冒頭にお話をしてみえます。全国的に担い手不足、負担感が増すといったようなことの懸念なんですが、この先生は全国を回っていて、地域の皆さんから共通に聞こえてくるのは、自治会の担い手不足と負担感が増している、この2つあるというのを冒頭でお話ををしていらっしゃいます。

人口減少が進む中で、担い手が不足しているにもかかわらず、役員の数は変わらないために、1人の方が複数の役を担わなければならぬ状況が生じておると。加えて、年間を通じてのイベント等もそのまま残っておりますことから、限られた人たちへの負担が増している。こうした声は何も東京都内からも聞こえておるそうでございまして、したがいまして、人口の多い少ないに関係なく、今、全国のほとんどの地域で共通しておる課題ということをお話をていらっしゃいます。

こういった状況を踏まえながら、垂井町の自治会、128ございますけれども、それぞれ少ない自治会、一番少ないところの数字をちょっと申し上げたいと思いますが、多い自治会では238といった数の自治会もございますし、少ないところは12とか、物すごく差があるんですね、11とか。

したがいまして、自治会の数こそ多けれど、役回りがすぐ回ってくるといったようなことが内在的に潜んでおると思いますので、今私の住んでおります東地区でも小さいところがございますので、その組み直しを自治会長さん、新たに替わられると、やっぱりそういう発想を持たれる自治会長さんあちこちにいらっしゃるんですが、なかなか先輩方がいらっしゃると、何でいじるんじやといったような声も一方であるそうでございます。

したがいまして、自治会長さんも大変でございますけれども、それを超越するために何が必要かというのは、まちづくり協議会の会長さんはじめ、連合自治会長さんとも年に6回の会合をやっておりますので、そこでこういったお話をしながら、少しでも前進したり、地域の若い人たちが喜んでいただけるようなことは常々からお話を申し上げながら、改善できるところは行政としても行事の見直し等も迫られてくる部分もあるかと思いますので、相互に情報共有を図りながら前進するような方向へ持つていければというふうに思っております。

いずれにしても、それぞれお住まいの方々が最初の組織の話をして、まずは自治会に入っているということが、一番身近な組織体でございますので、あとは役場に勤めておるとかいう組織もあれば、国民健康保険に入っていらっしゃるというのも、それも一つの組織でございますが、一番身近な手前にある組織体の大切さを今後とも語り続けてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） 御答弁ありがとうございました。

ますます住民さんが役員を引き受けていただけるよう、デジタル化もそうですが、そういう新しい形を取り入れながら、やはり自治会が地域の住民のニーズのよりどころというか、そういうところになる、魅力的な存在になることを目指していくかなければならないなというふうに思いました。そんな中でも、地域の行事等に参加していただいて、地域の方々の交流を深めることによる助け合いの精神は忘れてはいけないのかなというふうにも思いました。

時代に即した自治会運営の在り方を今後も模索しながらしっかりと、ここに、垂井町に住んでよかったですと言つていただけるような、そういう自治会運営をしていただきたいということと、私どもも協力していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

[13番 富田栄次君登壇]

○13番（富田栄次君） 通告に従い、国第4期教育振興基本計画と垂井町第3次教育ビジョンについて質問します。

教育振興基本計画は、平成18年、2006年に定められた教育基本法第17条第1項に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画であります。5年置きに教育行政全体の方向性や目標、施策などを定めており、令和5年度から令和9年度における第4期の教育振興基本計画は、令和5年、2023年6月16日に閣議決定されました。

教育基本法第17条第2項に、地方公共団体は、前項の（政府の）計画を参照し、その地域の

実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとあります。

垂井町では、令和5年度から令和9年度までの5年を期間とする垂井町第3次教育ビジョン（教育振興基本計画）を策定し、実施してきました。

国の第4期教育振興基本計画では、そのコンセプトともいべき総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウエルビーイングの向上」を掲げました。第4期教育振興基本計画の大きな特徴は、計画のコンセプトに「日本社会に根差したウエルビーイングの向上」が掲げられた点であります。コンセプトとは、テーマを実現するための具体的な切り口や考え方、どのように解決するのか、どのような方法で実現するのかという具体的なアプローチを示しています。

そこで質問します。

1つ目、教育にウエルビーイングが求められる背景は。

2つ目、日本社会に根差したウエルビーイングとは。

3つ目、垂井町では令和5年度から令和9年度までの5年を期間とする垂井町第3次教育ビジョン（教育振興基本計画）を策定し、実施してきました。2年が経過していますが、この基本計画、「日本社会に根差したウエルビーイングの向上」に基づき、どのような取組を実施され、どのような成果があったか、具体例があればお答えください。

4つ目は、今後の課題について。

以上4点、質問いたします。

○議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

[教育長 和田満君登壇]

○教育長（和田 満君） 富田議員から、第4期教育振興基本計画と垂井町第3次教育ビジョンにつきまして4点御質問をいただきましたので、順に私からお答えいたします。

議員御紹介のとおり、教育基本法第17条第1項に、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないと義務づけており、この規定に基づきまして、国の第4期教育振興基本計画は令和5年6月16日に閣議決定、その後公表されたものでございます。

また、同条第2項には、地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと努力義務を示しております。

そこで、垂井町第3次教育大綱、垂井町第3次教育ビジョンは、こうした国の動向や県の動向も参考としまして、令和5年3月に策定をしたところでございます。

それでは1点目の、教育にウエルビーイングが求められる背景はの御質問にお答えいたします。

ウエルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいいます。分かりやすく申し上げれば幸せだと感じている状態ですが、そうした短期的な幸福だけではなく、生きがいを感じているとか、人生の意義を実感しているなど、将来にわたる持続的な幸福、幸せをも含んだ概念、考え方がウエルビーイングでございます。

現代は、将来の予測が困難な時代で、その特徴となります変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の英語の頭文字を取って、VUCAの時代と言われております。

少子化、人口減少、グローバル化の進展、地域間格差、社会のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症への対応、ロシアのウクライナ侵攻等による国際情勢の不安定化、地球温暖化をはじめとします地球規模の課題など、今後も先行き不透明な社会であることが予測されております。さらに、デジタルトランスフォーメーションの推進、特に生成AIの進化は、人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらすことも指摘されております。

こうした社会の現状や今後の展望の中で、経済先進諸国では、経済的な豊かさのみを追い求めるのではなく、精神的な豊かさや健康までも含めて、幸福や生きがいを追い求めるウエルビーイングの考え方を重視されてまいりました。

このことが、教育にウエルビーイングが求められる背景でありますし、同時に「持続的な社会の創り手の育成」という基本方針にもつながっております。

2点目の「日本社会に根差したウエルビーイング」とはの御質問にお答えいたします。

国の第4期教育振興基本計画には、ウエルビーイングの捉え方は、国や地域の文化的・社会的な背景によって異なると述べられています。例えば、欧米では自尊感情や自分はできるという自己効力感の高いことが人生の幸福をもたらすという考え方を強調しております。しかし、我が国では、他人のためにという利他性や、目的を達成するために力を合わせるという協働性、社会貢献意識など、人と人とのつながり、人との関係性が人々のウエルビーイングに重要な意味を持つとされています。

こうしたことから、日本社会に根差したウエルビーイングの要素としましては、利他性、協働性、社会貢献意識、自己肯定感、達成感や、なりたい職業に就くという自己実現、心身の健康、安全・安心な環境などが上げられております。そして、それらの要素を教育を通じて向上させていくことが重要であるとしております。

垂井町第3次教育大綱では、ふるさと垂井への誇りと愛着をもち、自らの夢や目標、可能性に挑戦し、豊かな心で支え合い、協働のまちづくりに貢献する人間を目指しております。また、そのために志をもって夢や目標、可能性に挑戦し、生涯にわたって主体的に学び続け、自立する力、生命と人権を尊重し、豊かな心で支え合い、他者との繋がりを大切にし、共生する力、グローバルな視野と地域や社会の一員としての自覚をもち、自分の能力や個性を発揮し、協働のまちづくりに貢献する力を育むことを目指しております。先ほど申し上げました日本社会に根差したウエルビーイングの要素を踏まえた内容としております。

3点目の御質問、日本社会に根差したウエルビーイングの向上に基づきました垂井町の取組

と成果と捉えております具体例をお答えいたします。

O E C Dの考えるウエルビーイングは到達モデルと言われます。子供がウエルビーイングを目標として、主体的に能力を高めながら山を登る。それを仲間・教師・親・地域が麓で見守り、応援するというイメージだと言われます。

一方、第4期教育振興基本計画では、子供のウエルビーイングは教師・親・地域住民とのつながりを基盤としており、子供が大人に幸せにしてもらうとともに、子供の幸せが大人の幸せに循環的に連動するというイメージとして描かれております。自分の幸せも、他者の幸せ、地域の幸せも大切であると述べられております。

さらに、ウエルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手になって創っていくものであるとし、子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを、保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウエルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められると述べております。

のことから申し上げれば、垂井町の小・中学校がどの学校もコミュニティ・スクールになり、子供たち一人一人が地域の様々な歴史、文化、伝統、自然と関わること、そして何よりも子供たち一人一人と地域の人々との関わりやつながりが進んでいることは、ウエルビーイングの向上という点から成果の一つであると捉えております。

また、垂井町青少年健全育成町民会議と垂井町道徳教育推進協議会を中心となりまして取り組んでおります「あったかい言葉かけ」も成果の一つであると考えております。

あったかい言葉は、「広報たるい」で毎月御紹介しておりますが、例えば「お母さんの大切な宝物は僕だ」と言われてうれしかった。僕も大切な宝物はお母さんだと思ったというあったかい言葉からは、母からの言葉に子供が幸せを感じていることが伝わってまいります。

また、例えば相川公園でいつも挨拶をしてくれる人がいます。「おはよう、今日も頑張ってね」や、「みんな仲よしだね」と温かい言葉をかけてくれます。私も挨拶をしてくれるおばあさんとおじいさんに感謝をして、大きな声で挨拶をして恩返しをしたいですというあったかい言葉からは、地域の方からの言葉に子供が幸せを感じていることが伝わってまいります。

そのほか、仲間や先生からかけられた言葉に子供が幸せを感じているあったかい言葉も既に紹介されております。

一方、例えば3年生の女の子が下級生に「1列に並んで、遅れないように早く」など声かけをしている。「声かけありがとうございます」と言うと、「いえ、いつもパトロールありがとうございます」と返ってきた。これからもパトロールを続けていきたいというあったかい言葉からは、子供の言葉から地域の大人が幸せを感じたことが伝わってまいります。

そのほか、あったかい言葉には、子供の言葉から先生や親が幸せを感じた言葉も紹介されております。

子供たちは、あったかい言葉を通じて、親や先生、地域の大人や仲間とのつながりに幸せを

感じ、また循環して連動するように、大人もまた子供の言葉から幸せを感じております。

このことから、あつたかい言葉は、ウエルビーイングが実現される社会を実感できる取組の一つであると考えております。

垂井町では、昨年度7,400点を超える応募がございました。この数は、県内の応募総数の1割に当たり、西濃地区全体の応募総数の3割に当たると聞いております。毎年7,000点を超えるあつたかい言葉が集まってきたのも、垂井町第3次教育ビジョンに基づく取組の具体的な成果であると捉えております。

4点目の御質問、今後の課題につきましてお答えいたします。

垂井町第3次教育大綱、垂井町第3次教育ビジョンは、令和5年度から令和9年度の5年間を対象期間としております。現在はその3年目に当たっておりますことから、垂井町第3次教育ビジョンで示しております基本施策と、具体的方途を着実に実施していくことが最も大きな課題であると捉えております。

また、計画時の令和5年度から、社会や状況の変化も生じております。さらに今後も、計画期間中に教育をめぐる新たな課題が生まれるだろうと予測しております。こうした変化や新たな課題に対しまして、前向きに対応しつつ、具体的方途の修正を図りながら取り組むことも課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） ただいまの御答弁、国の施策に即した垂井町の教育行政、丁寧十分に御答弁いただきました。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

[5番 小宅宏君登壇]

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を開始させていただきます。

一般質問1. 「消費税を5%に」「財源は大企業・富裕層から」

消費税は、1989年4月1日より直間比率を是正するために導入され、今年で36年目を迎えた。その間、1997年に5%、2014年に8%、2019年に10%へと14兆円もの大増税が行われました。社会保障のためとの名目で増税したのに、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、社会保障は年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されました。

この30年ほどの間に国民年金保険料は2倍、国保料・国保税（1人当たり）は1.5倍、介護保険料も2倍になりながら、年金は10年前に比べて実質7.3%も減り、医療費の窓口負担は増え、介護制度も悪くなる一方でした。

消費税導入以来、私たちが支払った消費税収は累計で571兆円に上ります。ところが、消費税増税とほぼ同じ時期に、政府は税収に大穴を空けました。大企業の法人税減税や超富裕層が

恩恵を受ける所得税の減税を進めたのです。減税と景気悪化による減収額は606兆円に上ります。消費税はその穴埋めに消えてしまったのです。

大企業、富裕層への行き過ぎた減税・優遇措置を見直して財源をつくることが、社会保障をよくし、消費税減税の財源を生み出すことにつながります。消費税減税こそ、物価高騰から暮らしを守り、内需を拡大し、経済を立て直す上で最も有効かつ抜本的な対策です。

参議院の自民党議員の8割が党執行部に消費税減税を求めました。自民党の森山幹事長は、政治生命をかけて反対すると表明しました。5月17日。しかし、5月の世論調査では、国民の7割が何らかの形で消費税減税を求め、同時に7割が財源を明らかにすべきだと答えています。

今の物価高騰は食料品だけではなく、医療や日用品、光熱水費、携帯料金など、あらゆるもののが価格が上がっています。そのために、全ての消費税を一律に5%に引き下げることが最も効果的な暮らし支援になります。消費税を5%に減税すれば、平均的な勤労者世帯で年間12万円の負担減になります。食料品非課税と比べて減税効果は2倍です。

政府がインボイス（適格請求書）を設けた口実は、食料品などに軽減税率を導入し、複数税率になったことです。消費税を一律5%に減税すれば、導入の口実がなくなり、インボイスを廃止することが可能です。

消費税を5%に引き下げるための財源は年間約15兆円です。大企業や超富裕層への行き過ぎた減税の見直しなどで確保できます。社会保障を削る必要はありません。

大企業への優遇税制により、年間11.1兆円もの税収が失われています。法人税率引下げのほか、研究開発減税や海外子会社からの配当金非課税など、様々な優遇措置によるものです。石破茂首相は、法人税を減税した結果、賃上げなど思ったような効果を上げなかつたとして、深い反省を表明しました。それならば、大企業優遇税制をきっぱりやめるべきです。

国債発行に財源を求める政党もあります。しかし、毎年多額の国債を発行している上に、消費税減税の財源をさらに国債で賄おうとすれば、インフレを招き、今以上の物価の高騰となつて消費税減税分が消し飛びかねません。

消費税5%への引下げに必要な財源は15兆円ですが、法人税、所得税などの改革で恒久的財源を生むことができます。539兆円もの内部留保をため込んだ大企業には担税力が十分あります。消費税減税で冷え込んだ消費が活性化すれば、経済の好循環をつくり出すことができます。

そこでお尋ねします。

もし仮に消費税一律5%減税が実現できれば、垂井町の財政にどう影響すると予想されますか。

一般質問2．すべての国民健康保険加入者に資格確認書の一斉交付を！

政府は昨年12月、国民の反対を無視して健康保険証の新規発行停止を強行し、マイナ保険証の利用を推進してきました。しかし、2月時点の国民全体のマイナ保険証利用率は26.6%とほとんど伸びず、マイナ保険証の解除申請数は1月、2月と1万件を超えていました。とりわけ、高齢者や障がい者などマイナ保険証利用が困難な方の利用率は顕著に低くなっています。

全国保険医団体連合会が行った調査では、マイナ保険証の有効期限切れ、カードリーダーの接続不良などの機器トラブル、資格情報が無効などが続いており、その対応方法で最も多かったのは、従来の保険証による資格確認で、最大のバックアップ機能を果たしている従来の健康保険証の有効期限切れを迎えると、現場はさらに混乱し、無保険扱いが増加しかねないとの懸念を示しています。

マイナ保険証の有効期限切れによるトラブルが多発しています。カードに内蔵する電子証明書の更新を迎えるマイナンバーカードが、今年度は2,780万枚に上るためです。全国保険医団体連合会が今年2月から4月まで実施した調査によると、医療機関の31%でマイナ保険証の有効期限切れがありました。昨年8月から9月調査の14%から大幅に増加しました。

マイナ保険証は、受診する際に利用者証明用電子証明書で本人を確認します。マイナンバーカードは発行から10年が有効期間（18歳以上）ですが、電子証明書の有効期限はカード発行日から5回目の誕生日までです。更新手続は、自治体窓口に本人が出向く必要があり、期限の2か月、3か月前に更新を知らせる通知が届きます。

受診するまで患者が有効期限切れに気づいていないケースが多いといいます。マイナ保険証だけで受診して使えなければ保険資格確認ができず、場合によっては医療費を10割自己負担するケースも出てしまいかねません。

こうした中、厚生労働省は7月末に後期高齢者医療制度の保険証が有効期限を迎えるに当たって、資格確認書の交付を求める人からの申請が市町村窓口に集中するおそれがあるとして、マイナ保険証の保有に関わらず、資格確認書を全員に交付することを決定しました。厚生労働省の説明を基にすれば、国民健康保険についても全員に資格確認書を交付すべきです。既に東京都の渋谷区や世田谷区では、国民健康保険証の資格確認書をマイナ保険証の有無に関わらず、加入者全員に一斉交付することをホームページなどで案内しています。全ての人が安心して医療が受けられる体制を守るために、以下のことをお尋ねします。

私は、無保険扱いをなくすために、東京都の渋谷区や世田谷区のように国民健康保険加入者全員に資格確認書を一斉交付すべきだと考えますが、垂井町はどうされますか、お答えください。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、小宅議員の1つ目の御質問、もし仮に消費税一律5%減税が実現できれば、垂井町の財政にどう影響すると予測されますかにつきまして、歳出・支出面と歳入・収入面両面からお答えをいたします。

最初に、歳出でございます。

消費税が減税となった場合には、例えば消耗品等の物件費、委託料、工事請負費など、消費税が課税をされている経費につきまして、一定の削減効果があり、それに係る行政経費は減少する可能性があると思われます。

しかしながら、例えば人件費、また借金の返済に当たります公債費、さらには物価の動向などもございますので、消費税の減税による行政経費の削減のみをもって、本町の財政にどのように影響するかをお答えすることは厳しいものと考えております。

次に、歳入でございます。

前提といたしまして、本日の説明では、消費税率について、食料品などに適用されている軽減税率の8%には触れず、標準税率の10%を基本とさせていただきますので、御容赦いただきますようお願いいたします。

まず、現在の消費税の税率10%は、国税分の7.8%と地方税分である地方消費税の2.2%で構成をされております。その上で、国税分の7.8%のうち、一部は地方交付税として地方に配分をされる仕組みになっており、本町にも地方交付税が交付をされております。

また、残りの地方税分の2.2%、こちらは各都道府県、つまりは岐阜県に入り、この2.2%のうち2分の1相当が地方消費税交付金として県内の市町村に配分をされる仕組みになっております。この中には、議員の御指摘にもございました社会保障のための財源分も含まれており、本町では令和5年度決算額で社会保障財源分として3億6,540万円、これを含めました地方消費税交付金全体で6億5,092万8,000円の交付を受けております。

このように、消費税は国税分と地方税分に分かれており、国にとりましても、地方にとりましても、さらには本町にとっても重要な財源でございます。

報道によりますと、消費税の減税に当たっては、代替となる財源も含め、減税の可否など慎重な議論がなされており、その方向性は不明確でございます。

また、仮に減税となる場合でも、国税分と地方税分の減税の割合、社会保障財源の在り方、消費税の減税に伴う代替となる財源など複数の課題があり、その制度設計によって歳入への影響は大きく異なる可能性があることから、消費税が減税となった場合における本町の財政への影響についてお答えをすることは、歳出と同様厳しいものと考えております。

これらも踏まえまして、今回、議員から御質問をいただきました消費税が仮に一律5%減税となった場合における本町の財政への影響につきまして、仮定での答弁は控えさせていただきますが、財政運営の基本として収入を計算して、それに合わせた支出をするという考え方ございます。収入である財源が減少すれば、支出、事務執行の縮小、先送り、廃止などに及ぶ可能性もございます。

減税は地方にも大きな影響があります。引き続き、国の動向を注視し、町民の皆様方に必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、健全な財政運営に努めてまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

[住民課長 岡野文紀君登壇]

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の御質問のうち、2つ目のすべての国民健康保険加入者に資格確認書の一斉交付を！についてお答えをさせていただきます。

昨年12月2日から健康保険被保険者証の新規発行がなくなり、医療機関を受診される場合には、保険証利用登録がなされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。

医療機関を受診する際にマイナ保険証を使うと、高額な医療費が発生する場合でも、医療機関の窓口で自己負担限度額以上の支払いが不要になり、過去のお薬や診療データに基づき、よりよい医療が受けられるなどのメリットがあります。

一方で、議員がおっしゃるとおり、電子証明書の有効期限切れに伴い、マイナ保険証として利用ができなかつた事例があつたことも認識しております。

電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日です。期限の2から3か月前に有効期限通知書の封書が届き、役場窓口での更新手続が必要となります。また、医療機関や薬局に設置されている顔認証付カードリーダーでも、有効期限のアラートが表示されることとなっており、期限の3か月前時点から有効期限までの間は更新についての通知が表示されます。

なお、期限が切れたとしても、その3か月後まではマイナ保険証を使うことができます。その際も、有効期限切れと更新のお願いが表示されます。有効期限切れから3か月を過ぎると、マイナ保険証としても使えなくなります。ただし、更新手続をされなかつた場合についても、無保険扱いとならないよう資格確認書を郵送で交付するため、医療機関を受診できないということではなく、引き続き医療を受けることができます。

後期高齢者医療保険の方については、厚生労働省はマイナ保険証の登録の有無に関わらず、資格確認書を全員に職権交付する暫定運用を令和8年8月まで行うこととしました。後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にあり、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中するおそれがあること、また後期高齢者が新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、今後もマイナ保険証への移行に一定の期間を要する可能性が高いため、暫定運用が継続されるものでございます。

国民健康保険の方につきましては、東京都渋谷区と世田谷区がマイナ保険証を持っている人にも更新の際、資格確認書を一斉に送ることとしましたが、資格確認書は法律上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされており、厚生労働省事務連絡におきましても、国民健康保険の被保険者の方につきましては、後期高齢者のようにマイナ保険証への移行に一定の期間を要する可能性が高いと言える状況になく、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないとあります。また、6月6日の衆議院厚生労働委員会で厚生労働大臣が、自治体の判断になるが、国としては国民健康保険の被保険者全員に資格確認書を一律に交付する必要があるとは考えておらず、制度の趣旨にのっとって適切に運用をと述べています。

垂井町におきましても、国民健康保険の被保険者の方には、本来の運用どおり、マイナ保険証の方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書を郵送により交付する予定でございます。

国民健康保険における資格確認書の取扱いにつきまして、引き続き丁寧で分かりやすい説明を行い、安心して御利用いただけますよう周知を図ってまいります。御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 一般質問2のすべての国民健康保険加入者に資格確認書の一斉交付を！の再質問をします。

現在、マイナンバーカードを持っている人は全人口の78.3%、そのうち84.9%がマイナ保険証を登録していて、7,747万人に達しています。

昨年12月2日以降、マイナ保険証を義務化したにもかかわらず、日本全体のマイナ保険証の利用率は、昨年の12月は25.42%、今年の2月は26.6%、3月は27.26%、4月は28.65%と、半年を経過したにもかかわらず、いまだに2割台を低迷しております。一体この原因は何なのか、簡単に教えてください。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの保険証につきましては、昨年の12月2日からということで施行されて、今半年余りということで、利用率につきましては、今議員おっしゃっていただいたとおり20%台と、利用率については低迷と感じられるかもしれません、今おっしゃっていただいたとおり、微増ではありますが、若干ずつ増えていると。病院にかかると、病院のほうでもカード認証リーダーで、引き続き病院のほうでもマイナ保険証についての利用促進に努めておるところでございます。

いまだに利用率が伸びないところも、やはりまだ今そういったマイナンバーカードで利用されるというところに慣れていらっしゃらない方も実際見えるのかなと思いますので、そういったところで、今後マイナンバーカードによるマイナ保険証の利用について、そういった利便性についてはもう少し広報を強めにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 2025年5月13日、厚生労働省保険局より事務連絡の通知が出されています。

要配慮者、高齢者や障がいの方に対しての指示が出されています。この通知の中で、要配慮者には資格確認書の申請の勧奨など丁寧な対応をと書かれています。垂井町はどのような施策を講じて周知徹底させる予定ですか。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月の議会でも少し同じような内容で御質問いただきまして、要配慮者の方に対する資格確認書の取扱いについては、御本人が申請できない場合等も考慮して、御家族の方や身内

の方の御支援もいただきながら申請をいただいて、資格確認書の交付をさせていただくというような答弁をさせていただいたかと思います。

今後、保険証の更新がございますので、資格確認書や資格情報のお知らせを送る際には、そういう資格確認書につきましても御案内の中に一文を設けるなど丁寧な説明、また窓口での交付の際にもそういった丁寧な説明を心がけたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 垂井町は、要配慮者を全員事前に把握されていますか。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

要配慮者の定義につきましては、先ほども申し上げましたとおり、障害者手帳をお持ちの方、また高齢者の方ということで、手帳をお持ちの方全てがそういった要配慮者かというと、少しその辺りも異なるのかなと。高齢者の方につきましても、ちょっと表現が悪いかもしれませんのが、元気なお年寄りも当然お見えですので、そういったところで、どなたが要配慮者で、どなたが要配慮者ではないというところまで、こちらのほうでは今把握できておりません。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 今の御答弁だと、要配慮者が事前に特定できていないというお答えだったと思うんですが、それではやはり無保険扱いが出てくる可能性があると思います。

もう一問質問します。

先ほど課長がおっしゃったんですけど、6月6日の衆議院厚生労働委員会で、福岡資麿厚生労働大臣は、最後は自治体の判断と答弁もされております。ぜひ国民皆保険制度を守り抜くために英断を強く要望します。

そのために、6月下旬もしくは7月の初旬に臨時町議会を開催し、補正予算を成立させることが必要だと考えますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

○町長（早野博文君） 小宅議員の御質問にお答えしたいと思いますが、今のところ補正予算を組む予定はいたしておりません。

先ほど来課長が申し上げておりますとおり、今後とも要配慮者を含めて様々な広報等々をしながら周知徹底を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 5番 小宅宏議員。

○5番（小宅 宏君） 御答弁ありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 中川泰一議員。

[2番 中川泰一君登壇]

○2番（中川泰一君） 2番 中川泰一です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

質問の内容としては、県道川合垂井線の通行止めについてです。

県道川合垂井線の通行止めの件につきましては、住民の安全を考慮し、早速通行止めの対応がなされたことに感謝を申し上げます。しかしながら、あまりにも急な話でしたし、地元説明会もないまま進んでいかれたため、どうなんだろうと思いました。

また、当該道路は岩手地域の主要道路であり、通学路にもなっており、住民の生活に密着しているとともに地域外の方や観光客の通行も多いので、一刻も早い復旧を望むところであります。

少しこまでの経緯をお話しします。

5月14日水曜日に垂井町建設課から電話があり、県道川合垂井線の禪幢寺付近の岩手川の石積みの護岸がはらみ出していてとても危険な状態になっているので、16日から道路を通行止めしたいという連絡でした。

すぐに現地に行き確認したところ、やはり石積みがはらみ出していることを目視しましたが、この石のはらみは、昨年、岩手谷自治会が町への要望書を提案してあるもので、そのときはとても緊急性が高いとは思いませんでした。

15日に防災行政無線で大垣土木事務所からお知らせがあり、16日金曜日に全面通行止めとなり、通行止め看板や迂回路看板などが設置されました。

話を聞くと、工事の通行止めの期間は来年の5月まで、そして11月の渇水期に工事が始まるということで、1年は長過ぎではないか、また設置してある看板が、急遽だが何か簡易的なものではないかと疑問を持ち、加えて1年も通行止めするのだから、きちんと分かりやすい看板の設置と住民説明会もやってほしいということで、地元で町・県に提出する要望書を作成し、20日月曜日には木村県議会議員さんと早野町長さんのところへ、連合自治会長さんとまちづくり協議会会長さんと私の3人で、岩手の地域を守らなあかんという決意の下、要望書を提出し協議してまいりました。

21日には、県議会議員さんと町建設課長さん、建設課工務係長さんと私の4人で大垣土木事務所を訪問し、要望書を持ってまいりました。

大垣土木事務所では、所長さんと副所長さんと道路調整官さんの3人からなぜ通行止めになったかを説明していただき、禪幢寺前の県道の河川側の石積みにはらみが大きく出ており、そ

のはらみの中に1メートルくらいの棒を入れてみると空洞化しており、とても危険ということでした。最近では、埼玉県八潮市の道路陥没事故でトラックが中に落ち、大変な事故があつたということで、急ではありますが通行止めにさせていただきたいと、御迷惑をかけますと説明がありました。

また、現在設置されている看板は簡易的なもので、今週の金曜日には新しい看板を設置することでしたが、あと何メートル先が通行止めなのか、そして1年も工事がかかるなら大きな分かりやすい看板設置をと要望し、迂回路の表示方法などを協議しました。

また、石垣のはらみの悪い箇所を応急処置して、片側通行でもいいのではないかと尋ねたところ、行き止まりでその道路しか通ることができない場合は応急処置をして通行を可能としますが、迂回路がある場合は通行止めにしますという説明でした。そして、住民説明や今後の工事の工程なども要望してまいりました。今回、関係者の方々にはスピード感を持って対応していただき、本当に感謝しかありません。

そして、22日には新しい看板設置、28日には地盤のボーリング調査が行われ、1週間ぐらいで調査が終了するということで現在に至っております。

それでは、ここで地域の安心・安全のためにも5つほど質問をさせていただきます。

1つ目は、工事期間が1年ということで、今後の工事予定、計画はどのように進んでいくのか、分かる範囲でお願いいたします。また、今後地元の周知と地元説明会はどう行われるのか。

2番目、仮の通学路となっている禅幢寺脇の町道ですが、路肩が弱く、一般車両の規制をしてほしいが、どのような対策をするのか、また仮の通学路は幅が狭いが、冬期に除雪対策はどうのように行うのか。

3番目、通学路の変更ということで、学校関係、地元との協議はなされたのか。

4番目、工事期間、緊急時の消防車や救急車など、町としての協議はなされたのか。

5番目、禅幢寺にある大手道入口はハイキングコースとして菩提山城へ行く方法として一番人気であり、来年大河ドラマ「豊臣兄弟！」では竹中半兵衛が出るということで、登山者や観光客が多いと期待されますが、周知または案内等はどのように対応するのか。以上をお尋ねいたします。

町長、または所管の御意見をよろしくお願ひいたします、私の質問とします。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

[建設課長 藤江和明君登壇]

○建設課長（藤江和明君） 中川議員からの御質問、県道川合垂井線の通行止めについての5つの御質問のうち、1つ目から4つ目までについてお答えいたします。

県道川合垂井線は、揖斐郡揖斐川町春日川合と不破郡垂井町垂井を結ぶ路線延長19.3キロメートルの一般県道でございます。本路線の通行止めにつきましては、岩手地区の幹線道路を長期間にわたり規制することとなり、地元並びに道路を利用される皆様には大変御不便をおかけすることとなります。

本路線が通行止めとなりました経緯につきましては、議員御説明のとおり、令和6年度において岩手地区連合自治会より提出されました自治会要望を基に、本道路を管理します県大垣土木事務所が本年5月に現地調査を実施しました結果、道路構造物の一部である岩手川沿いの路側石積み擁壁に空洞化が確認されたことから、利用者の安全確保を第一優先として通行止めの規制を急遽実施いたしました。

県大垣土木事務所より本道路を通行止めしたいという旨の連絡を受けた際、町といたしましては、最近全国で発生しております道路陥没事故等を踏まえ、やむを得ない緊急対応であると理解し、地元並びに道路を利用される皆様への周知、今後の適切な対応とともに一日も早い復旧をお願いしたところでございます。

御質問の1つ目、今後の工事予定、計画はどのように進んでいくのかについてでございますが、県大垣土木事務所に確認いたしました内容となります、5月16日金曜日から通行止め規制と迂回路案内を行い、現在は今後の対策工事に向け、地形測量及び地質調査、設計計画と併せ、道路占用物の管理者との協議を進めております。

今後の対策工事につきましては、国の補助金を活用した災害復旧工事として実施していく考えであり、国への復旧申請手続が7月下旬頃となりますので、この復旧申請の承認後、工事発注手続に着手いたします。

工事請負業者決定後の工事着手につきましては、大雨、台風発生が多くなる出水期（6月から10月）後の11月頃から河川内の工事着手ができるよう準備を進めてまいります。

工事の完了は来年5月末頃を見込んでおり、道路施設の復旧までの期間は、地元並びに道路を利用される皆様には道路を迂回していただくなど御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、今後地元への周知として地元説明会がどう行われるかについてでございますが、復旧計画が国で承認された後、県大垣土木事務所と本町において調整の上、岩手全地域を対象とした工事概要等の地元説明会を開催していきたいと考えております。

次に、御質問の2つ目、仮の通学路となっている禅幢寺脇の町道は路肩が弱く、一般車両の規制をしてほしいが、どのような対策をするのかについてでございますが、現在、禅幢寺脇の町道岩手6号線を仮通学路としておりますが、当該区間は道路幅員も狭く、路肩の経年劣化も見られることから、南北入り口に規制看板を設置し、隣接する家屋住民の利用を除き車両通行禁止の周知を行っております。しかし、規制看板設置後も自動車などの通行が見られるため、今後も周知の徹底並びにさらなる対応を検討していきたいと考えております。

また、仮の通学路は幅が狭いが、冬季に除雪対策はどのように行うのかについてでございますが、当該区間は町道でありますが、除雪車両が作業できる十分な道路幅員がないことから現在は除雪作業を実施しておりません。しかしながら、冬季におきましても当該区間が仮通学路となりますので、融雪剤の散布や、地元と連携した除雪作業も含め検討していきたいと考えております。

次に、御質問の3つ目、通学路の変更ということで、学校関係、地元との協議がなされたのかについてでございますが、今回の通行止めに伴い、建設課から教育委員会へ状況説明を行い、教育委員会を通じ関係する学校へ協議いただいたところでございます。

また、地元との協議としましては、関係自治会、岩手地区まちづくりセンターへ説明を行うとともに、ホームページ及び現地看板において周知を行ったところでございます。

次に、御質問の4つ目、工事期間、緊急時の消防車や救急車などは町として協議されたのかについてでございますが、今回の通行規制に際し、県大垣土木事務所から各関係機関に対し規制情報（路線名、規制箇所の地名、規制距離、規制開始日時、規制区間）の連絡を実施しております。連絡先関係機関といたしましては、垂井警察署、不破消防組合、垂井町建設課、県警管制センター、日本道路交通情報センターでございます。

県大垣土木事務所より規制情報の連絡を受け、町といたしましては役場庁舎内において情報共有を図るとともに、規制に伴い変更が必要となる案件について関係各課において緊急調整を図ったところでございます。また、県大垣土木事務所に対し、緊急時に備え規制及び復旧状況について随時連絡調整を図るとともに、緊急時の協力体制の確認を行ったところでございます。

今回の県道川合垂井線の通行止めにつきましては、利用者の安全性の確保という観点から緊急対応となり、地元並びに道路を利用される皆様、その他関係者の皆様への十分な周知及び調整ができていなかったことで大変御迷惑をおかけいたしました。今後も、道路並びに河川構造物等の適正な管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小川裕司教育次長。

[教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇]

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、中川議員の御質問、県道川合垂井線の通行止めについてのうち、3つ目の通学路の変更について、学校関係、地元との協議はされたのかにつきまして、小・中学校を所管する立場からお答えをさせていただきます。

一般的に通学路とは、児童・生徒が自宅から学校まで登下校において使用する道路を指し、児童・生徒の安全を第一に考え、登下校ができる道路を保護者や地域と協議し、校長が決定します。その根拠となりますのが学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等の規定で、学校においては、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないとされています。

今回の県道川合垂井線の工事実施に係ります通行止めにつきましては、建設課から教育委員会へ5月14日に情報提供を受けました。中川議員の御指摘のとおり、急な要請であったことから、通行止めにより通学に影響が予想されます岩手小学校長、北中学校長と情報を共有しますとともに、児童・生徒の安全な通学の確保を図るために校長と共に現地に出向き、通行止め期間中における通学路の変更について確認を行いました。

また、通行止めが開始される前日の下校時、現地におきまして通学路を変更すること、安全な登下校をするために注意しなくてはいけないことについて、通学班担当教諭から直接児童に指導を行いますとともに、毎朝夕、子供たちの登下校に寄り添い歩いていただいております地域の皆さんとも情報を共有し、通学路の変更等の確認を行いました。教育委員会では、通行止めが開始された後に現地において朝の登校時の様子を見に行きましたところ、きれいに一列に並び、地域の皆さんに寄り添ってもらいながら一緒に登校する児童の姿を確認することができ、安心したところでございます。

引き続き、保護者、地域の皆さんと一緒に、事故のない安全な通学の確保のため、児童・生徒へ通学指導を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

[産業課長 小竹武志君登壇]

○産業課長（小竹武志君） 私からは、中川議員の5つ目の御質問、禅幢寺における大手道入り口はハイキングコースとして菩提山城に行く方法になっているが、周知または案内等はどうのに対応するのかにつきまして、ハイキングコースを所管しております産業課からお答えをさせていただきます。

禅幢寺近くにあります菩提山城跡ハイキングコースの大手道入口は、幾つかある入り口の中で一番傾斜が緩く、登りやすいコースとして町内外の多くのお客様に御利用いただいております。

また、議員御指摘のとおり、来年大河ドラマとして「豊臣兄弟！」の放送が予定され、主人公である豊臣兄弟を支えた竹中半兵衛重治公の出演に大きな期待を寄せており、菩提山城跡をはじめ禅幢寺や竹中氏陣屋跡など、岩手地区に町外から多くの観光客が訪れていただけるのではないかと期待しております。

さて、今回の県道川合垂井線禅幢寺付近での通行止めは、地域の方のみならず、ハイキングコースや禅幢寺、その先の明神湖や半兵衛グリーンロードを訪れたいと思われる多くの観光客に影響があると考えております。

そのため、産業課といたしましては、建設課を通じ、大垣土木事務所に対し観光客目線での看板設置を依頼するとともに、観光協会のホームページや公式SNSを通じ、通行止めや迂回路の案内を行っているところでございます。また、駅前観光案内所や宮代観光案内所におきましても、岩手方面に向かうお客様に対し案内ができるよう情報共有を図ったところであります。

今後とも、お客様が快適に観光を楽しんでいただけるよう継続的な情報発信に努めるとともに、お客様のニーズに合わせ、看板設置の要望や情報発信の内容変更等を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 中川議員の県道川合垂井線の通行止めについて、私から総括的な話で御回答申し上げたいと思います。

このたびの通行止めに関しては、るる議員からも御指摘をいただきましたし、対応もしていただきました。また、あわせまして、それぞれの担当所管からも御回答申し上げたとおりでございます。

急な通行止めということの一報が入りましたときに、私も議員と同じ思いをいたしたところでございます。しかしながら、昨年の9月に谷の自治会長からも禅幢寺下の県道の調査の依頼の要望が上がってまいりました。それは当然ながら年度中にといったようなことから、去年の12月中には岩手の連合自治会長さんには調査の実施依頼をしてきますということで御回答を申し上げておるところでございます。

そういったことを受けて、このたび県がそういった行動を取っていただいたことだというふうに理解をしておるわけでございますが、いずれにいたしましても、まずは地域にお住まいの住民の皆さん的安全を考慮するといったようなことからお答えをいただいたということに対しまして、県の土木事務所長さんにも感謝を申し上げる次第でございますし、一方では御連絡をいただきました谷の自治会長さんをはじめ地域の方々、河川の県道の下といいますとなかなか発見しにくい場所でございますが、地域ともども、先ほど来も御質問があったとおり、地域とのつながりを濃くした上での結果であったということを幸いに存じ上げる次第でございます。

しかしながら、産業課長も少し触れましたけれども、来年、NHK大河ドラマが予定されておるということも聞いておりますし、その詳細についてはまだ不明でございますけれども、いずれにしても訪れる方々が想定されるわけでございますが、6月から10月期の出水期をうまいこと設計事務に時間を使っていただきながら、それから現場の調査、測量も当然入ってこようかと思いますが、そちらの時間を十分使っていただきながら、渇水期の10月以降にすぐさま工事に着手できるようなことを、土木事務所長さんにも一日も早い復興と同時に早く着手していただく、準備行為をしっかりとしていただいてすぐ着工できるような体制を取ってほしいということを、これからも私御要望を申し上げる次第でございますので、地域の皆様に本当に大変御不便をおかけいたしますけれども、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 2番 中川泰一議員。

○2番（中川泰一君） 町長、また所管の皆さんの御答弁ありがとうございました。

ここで、ちょっと再質問させていただきます。

1番目の地元への周知と地元説明はどう行われるかということで、今調査して、7月末、8月の初め頃に請負契約とかいろいろ工事の工程なんかが決まってくると思うんですけど、地元説明会は大体いつ頃になるんですかね。8月の頭なのか9月の終わりなのか、結構期間が空いてしまうのではないかと懸念しておるんですけど、どのようにお考えですか。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） ただいまの議員の再質問についてお答えいたします。

こちらは県道工事となりますので、私どもは県のほうにまた再確認するところではございますが、今現在聞いておるところでは国への承認がされた後ということでございまして、7月下旬に申請手続は完了しますということで、その後ということでございますので、その後の説明会開始ということと予定されております。以上でございます。

○議長（広瀬隆博君） 2番 中川泰一議員。

○2番（中川泰一君） 御答弁ありがとうございました。

それが終わらないと住民説明会はできないということで分かりましたけど、地元に帰ってよう説明いたします。

もう再質問はありませんが、工事は1年という期間です。岩手地域の安心・安全な住環境と生活の利便性を確保するためにも、いち早くの復旧をお願いいたします。

また、高低差が10メートルくらいあるという大規模な工事と思われます。工事の安全を願いまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

[11番 藤墳理君登壇]

○11番（藤墳 理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、ごみの減量化について一般質問を行います。

私が議員となって以来、ごみ関連の一般質問はこれまでしてこなかったようにも思います。最も町民生活に直結した課題として取り上げられることの多いごみ施策にもかかわらず、なぜ取り上げてこなかったのか不思議でなりません。これまで文教厚生委員会視察では、何度もごみ関連施設、施策を視察先として取り上げてまいりましたが、本日までこの席で発言しなかつたことに正直驚いております。

これほど重要なごみ施策、その中でもごみの減量化については、この垂井町第6次総合計画後期計画においてもテーマ3. 環境において取り上げられております。記載の中にある主要課題では、リサイクル率の低下とごみ排出量の増加の現状に目を向け、自然環境の保全・SDGsやカーボンニュートラルなど、地球温暖化対策の一環として捉えられております。戦略の方向性においては、ごみの減量化や再資源化（リサイクル）など、循環型社会への適応を促すために住民行動の促進を図るとあります。私自身も頭で理解はしていても、なかなか行動に移せていないのが現状であります。

最新に近いデータでは、どのように推移しているのでしょうか。

2010年以降の10年間のごみの総排出量は、年間9,000トン前後で推移しております。コロナ感染拡大の影響が見られた年もありますが、各年度によって若干の増減はあるものの、おおよそ横ばいで推移してきたと感じております。

もう少し細かく見てみると、2021年以降は若干減少傾向に転じたように思います。社会情勢の変化、すなわち人口減少の影響を少しずつ受けたのかもしれません。垂井町において、これまでごみ減量化の推進をしてきたにもかかわらず、データ上の成果としては期待した結果を

残せてこれなかったのではないかと感じております。

では、それはどこに問題があるのでしょうか。住民行動がごみ減量化につながっていない原因を考えなければなりません。

我々住民にとって、ごみの減量化にはどのようなメリットがあり、ごみの再資源化（リサイクル）が自然環境の保全にいかに貢献しているか、その成果を情報発信していく必要性があると考えます。循環型社会の構築を地球規模で捉え、我々一人一人の住民行動が地球温暖化抑制に向かう過程を丁寧に説明していくことから始めなければなりません。循環型社会の構築は、未来の子供たちに関わっている大切な行動であると十分に理解をしてもらうために、広報、すなわち住民周知が必要であると感じております。その住民周知の仕方一つで、我々住民の行動をいま一度見直すきっかけになるに違いありません。

ここで、別の資料から考察していこうと思います。

垂井町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲載されております2、部門別の温室効果ガス排出量の推移、廃棄物部門の中にある図3-11、プラスチックごみと合成繊維の焼却量の変化を表す棒グラフがございます。そのグラフから読み解くと、2016年から2018年は減少しておりますが、2019年に急増し、それ以降はそのままの横ばい状態となっております。コロナ感染拡大を境に大きく変化したものと考えられます。図3-12、焼却ごみの二酸化炭素排出量の推移、図3-13、可燃ごみ中のプラスチックごみの割合も同様に推移する傾向が見て取れます。

本項の最後に、「プラスチックの資源循環」のコラムが掲載されております。プラスチックは現代社会に不可欠な素材であること、また温室効果ガスの発生や海洋汚染など環境問題として認識されており、プラスチックごみの資源循環の必要性があるとの記載がございます。

国においては、2019年にプラスチック資源循環戦略が策定され、2021年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されました。これらのことを行って受け止め、我が町垂井町では分かりやすく住民に知ってもらうべく努力が本当に必要だと感じております。

そこで、以下の質問をいたします。

1. これまでにごみ減量化対策をどのように進めてこられたのか。
2. ごみ排出量の現状と今後の見通しをどのように捉えておられるのか。
3. 特にプラスチックごみの減量化のために分別方法を変えることをされるのか。
4. 人口減少を踏まえたごみ減量化の数値目標設定をしてはどうか。
5. その数値目標に対する評価を年度ごとに公表・広報してはどうか。

早野町長、また担当課である住民課長にもお聞きいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（廣瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

[住民課長 岡野文紀君登壇]

○住民課長（岡野文紀君） 藤墳議員の御質問、ごみ減量化についてお答えをさせていただきます。

初めに、垂井町のごみ焼却施設である垂井町クリーンセンターにつきましては、平成9年の

稼働から30年近くがたとうとしており、延命化のための大規模工事を経て、毎年効果的な改修工事、補修工事を施行し、施設の処理能力維持を図っておるところでございます。昨年度には人口減少下における最適なごみ処理施設の形態を調査し、老朽化しているクリーンセンターの整備方針を検討したところでございます。

今後、隣接する市町とのごみ処理施設の広域化を見据えた中で、家庭から出るごみの処理、分別についても研究・協議が必要となってまいります。こうした検討をしていく中で、ごみ減量については極めて重要であると改めて再認識をしたところでございます。

1点目の御質問、これまでのごみ減量対策をどのように進めてこられたかについてお答えします。

本町の主な取組といたしましては、まちづくりセンターなどで行う生き生きライフのまちづくり出前講座において、ごみの現状や減量化についてのお話をさせていただくとともに、生ごみ処理容器等の設置について、各御家庭においてもごみ減量について努めていただくよう補助金の交付を実施しております。

また、提案型協働事業のうち、行政提案型協働事業におきましても、ごみの減量・資源化をテーマに掲げ、採択された団体に補助を行っております。

さらには、海洋プラスチックごみ問題に関して、親子で御参加いただける講座を昨年度2回開催し、プラスチックごみの現状や、マイボトルを利用することでペットボトルの排出抑制など、使い捨てプラスチックの減量などの講演を実施いたしたところでございます。

ごみ減量対策については、ごみをいかに出さないか、分別し資源化できるものがないか、まだ利用することができるのではないかといった意識こそが大切であると認識しております。学校給食センターやこども園から出る野菜の切りくずや給食残渣も毎日回収し、生ごみ減量のため、平成23年度から業務用生ごみ処理機にて堆肥化しておるところでございます。

資源化への取組につきましては、ペットボトルを除くプラスチックごみについては、エコドームやまちづくりセンターにおける食品トレーの回収、エコドームではプラスチックハンガーやCD、DVDなどのプラスチック使用製品、ペットボトルキャップや透明パックなどプラスチック容器包装、金属類や紙、布類、瓶、廃油など多くの品目の回収を行い、資源化の取組を実施しております。

また、クリーンセンター入り口にも可燃ごみとして搬入する前段階で段ボールや新聞紙などの回収コンテナを設け、資源化へ促せるように取り組んでおるところでございます。

住民の皆様へも、ごみ減量の大切さを伝えるため、ごみを考えるとしてごみの減量に関することや、分別、ごみ出しのルールなどについて特集を組み、「広報たるい」に10回連載をさせていただいたこともございます。

議員がおっしゃるとおり、ごみ排出量抑制、再資源化に取り組むことは、SDGsやカーボンニュートラルなどの環境保全へと必然的に意識が広がるもので、持続可能な循環型社会の実現に不可欠なことであると認識しております。ごみの減量や資源化などについて住民の皆様に

行動していただけた取組について、分かりやすく丁寧にお伝えし、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の御質問、ごみ排出量の現状と今後の見通しをどのように捉えているのかについてお答えします。

コロナ禍で家庭で過ごす時間が増えたことにより、ごみ排出量は一時増加となりましたが、議員がおっしゃるとおり、その後、人口減少の影響であると予測されますが、僅かながら減少の傾向にあります。

なお、1人当たりの排出量に換算しましても同様に減少の傾向であることから、ごみ排出量は減量傾向であると考えられます。今後も同様の傾向と予想することができます。

1点目の御質問でお答えしましたとおり、取組内容など持続可能な循環型社会の実現を目指し、今後も減量や資源化に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

3点目のプラスチックごみの減量化のために分別方法を変えることをされるのかについてお答えします。

食品トレーなどについては、昨今、近隣商業施設などの回収場所へ出される方も多いかと思いますが、本町ではプラスチック類は、先ほどお話ししましたとおり一部エコドームなどでの拠点収集を行っていますが、各地区ステーションの収集としては、燃えるごみ、または不燃ごみとして処理をしている現状でございます。

議員おっしゃるとおり、令和3年6月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、令和4年4月から施行されました。プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、プラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じることとされております。ホテルのアメニティーの提供廃止や脱プラスチック製品の提供なども、この法律による事業者の取組でございます。

現在、本町としましては、拠点収集という形で一部プラスチックの収集を行っておりますが、今後、燃えるごみとは区別した形で各地域のごみステーションにおいてプラスチック収集を行っていきたいと考えております。方法や時期等詳細は未定ですが、府内で設置しましたごみ処理のあり方検討委員会などでも検討していきたいと考えております。

スチールやアルミ缶などとは異なり、プラスチックの資源化の取組については中間処理費用など財政的負担がかかってまいりますが、説明等を丁寧に行いながら、現在、分別、資源化が当たり前となっているペットボトル、新聞や段ボール等と同様に、プラスチックについても燃やせるごみではなく資源物であると当たり前に思っていただけるよう、資源循環の取組を進めまいりたいと考えております。引き続き、御理解と御協力を賜りたいと思います。

4点目、人口減少を踏まえたごみ減量化の数値目標設定をしてはどうかについてお答えします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、平成29年度から令和13年度までの15年

間を計画期間とした一般廃棄物処理基本計画を策定しています。この計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画に分かれております。

本計画では令和8年度において10年目を迎えることになり、計画の一部見直しの必要性を今後検討してまいります。見直しをする場合には、人口減少社会の実態も踏まえながら、実績の取りまとめや目標値の設定なども行う予定ですので、御理解賜りたいと思います。

また、5つ目の御質問のその数値目標に対する評価を年度ごとに公表、広報してはどうかにつきましては、先ほど4点目でお答えしました計画により定めた目標につきまして、数値実績などの公表を前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） 課長の答弁、誠にありがとうございました。

私のほうから、再質問を1点だけお願ひをしたいなというふうに思っております。

やはり住民周知の方法、広報等の周知はもちろんのことではありますけれども、やはりいろんな主催で行われるイベント等があるかと思います。当然そこにも出展される方々もたくさんお見えになっているというふうに理解しておりますので、やはりそうした席でそういうごみの分別、またプラスチックごみの再資源化というものをしっかりと捉えていくためにも、何か大きなパネル等を用意しながら周知をしていったらどうかというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひをいたします。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

質問の中でも御意見いただいたとおりなんですが、ごみの減量につきましては広報・周知が最も重要であると認識しております。広報につきましても、実態として肌で感じていただくような実績を基にした、ごみ減量というのはこういったことにつながるという広報をしていきたいという思いもございます。

もう一点、イベントの出展時にそういった出展者向け、もしくは来場者宛てにということで、先日ですが、N P Oの主催のほうのブースにも私出展というか、ブースを設けさせていただきまして、これは海岸漂着物のごみの問題をパネル化したものを展示させていただきましたが、そういったときにも出展者の方も今はスプーンや容器なども自主回収されて、それをリサイクルのような形で使ってみえるというところにも参加させていただき、出展者側にもそういった意識が浸透しているなということを感じつつ、こちらから主催するものがもし仮に、住民課ではなかなかないんですが、そういったものがあれば、ごみ減量についての意識啓発にも努めてまいりたい。また、出展されるイベント等には協力依頼を各課に出させていただくことも考えながら、ごみ減量化についてはそういった方向も踏まえながら周知徹底を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 11番 藤墳理議員。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

本当にこうしたイベント等を通じながらやるというのは、住民さんもたくさん関心を持って見ていただけるということもありますので、ぜひとも実行に移していただき、各課ともそうした取組に周知、もしくは情報共有をしていただきながら進めていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

[1番 江上裕子君登壇]

○1番（江上裕子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

垂井町の防災・減災対策についてお尋ねいたします。

災害には、地震や風水害、洪水、土砂災害などがあります。その中で、まず地震について考えてみたいと思います。

令和6年能登半島地震、マグニチュード7.6の地震の映像は、テレビの報道などで目にしたことがある方が多いと思います。私もその映像を見て心が痛みました。残念ながら、映像から地震が起きてからできる防災・減災対策はほぼないと感じました。

そこで、まずは地震の発生に備えて事前の対策がとても重要になってまいります。家屋の耐震補強、家具の固定、ガラスの飛散防止などがこれに当たります。これは、日頃少しづつでも進めていくべき対策です。

命を守るという観点に立った場合は、耐震シェルターなどの活用もその一つです。

そして、被災後の準備としては、3日分の家族の食料やカセットこんろなどの備えが必要です。家屋が倒壊せず、食料などの備蓄があれば、自分の住み慣れた家で過ごすことができます。

災害の状況によっては、避難所に行く選択になるかもしれません。しかし、最近では避難するには避難所に行くという考え方から、まずは家庭で避難ができる状況をつくっておく、しかしそれでも命が守れない状況になった場合には避難所に行くという考え方に入れつつあります。

避難所に行けば何とかなるという考え方から、地震が起きても家で過ごせるための対策をしておくことが重視されています。このことを町民の皆様に伝えていく必要があると考えます。

避難所は有料の宿泊所とは違い、行けば全てが提供される場所ではありません。過去においては、避難所において治安の面からも悲しい事件が起こっていると聞いています。非常事態であり、普通では考えられないようなことも起こります。これは地震の避難が長期にわたることも原因ではないかと考えます。また、避難所のキャパシティーを超えた人が集まることによるストレスも原因かもしれません。

男女の差別ではなく平等であることは事実ですが、やはり力の弱い女性が被害に遭うケースが多いと聞いています。このことは心を碎いて自分のことのように考えていく必要があります。私はこのことを重く受け止めています。

そういう面からも、できる範囲の中で地震が起きた場合に家で過ごせる環境を整えておく

ことはとても重要なことであると考えます。もちろん災害が予測を超えて、防災・減災対策をしても家屋が倒壊する場合はあるかもしれません。そういう場合には、命を守るために避難所に行くという選択になり得ます。

一方で、水災害の場合の避難は一時的な避難であることが多く、予測される場合は速やかな避難が必要になってまいります。早めに避難したけど何事もなく無事でしたということであっても、状況によっては早めに避難所に行くことが重要です。

短期的な避難であれば、御近所の知った顔が多く、大規模地震による避難とはまた状況が違つてまいります。事前に予測がつけば親戚の家に行く、シニア世代の場合は小旅行を兼ねて洪水の被害のない地域に行くのも一つの方法です。

このように、避難一つ取っても災害によって状況はそれぞれ違います。最終的には、自分の命を守る判断は一人一人の判断になってまいります。

水害で早めの避難ができなかった場合は、自分の家の2階に避難したほうが命を守ることにつながる場合もあります。その判断は、その場にいるその人にしかできません。

さらに、災害の種類によって避難の方法や考え方は違います。そこで、避難訓練を形骸化せず、常に最新の防災・減災について、現実の避難行動によい影響を与えられるような情報提供が必要であると考えます。

のことから、町として防災・減災に対して町民の皆様に最新の情報を提供し、避難訓練等についても今あるものをさらによいものにしていく必要があると考えますが、この点についてお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、災害を知らせるための防災無線についてお尋ねします。

より多くの人を避難行動に導くためには、防災無線の役割は大きいと考えます。垂井町においては、野外放送のほかにメール配信サービス、LINE配信サービス、テレホンサービスなどがあります。しかし、野外放送が聞こえにくい地域の方や、メール、LINE配信、テレホンサービスなどは高齢者の方の中には使い方が分からず、面倒と感じている方もいると聞いています。また、最近では、ある方から、詐欺メールの被害などを心配して、子供からスマホを持つことを反対されているから持っていないというお話を聞きしました。

そこで、大野町の例についてお話ししたいと思います。

大野町においては、令和4年12月より町内の希望される世帯・事業所に対して、スピーカーから流れる放送を家の中で聞くことができる戸別受信機を有償貸与しています。戸別受信機を希望される方は、身分証明書と代金1,000円を持参の上、役場に申請を提出することで貸与されます。

戸別受信機は、防犯や災害に関する情報を町民の皆様に一斉にお伝えするためのものです。自分自身がスマホの操作やLINEなどに慣れていると誰でもできると思いがちですが、慣れていない人にとっては、いざというときにわざわざ取り出して見ることは難しいと考えます。そこで、防災行政無線の戸別受信機の貸与を考える必要があると考えます。

年配の方の家を訪問したときに、テレビの音量がすごく大きくてびっくりしたことがあります。その方にとっては、その音量でないと聞こえないからです。全ての方の迅速な避難行動のために、御希望をされる方で独り暮らしなど一定の条件の下、防災行政無線の戸別受信機の貸与は有効な施策であると考えますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

[企画調整課長 小森俊宏君登壇]

○企画調整課長（小森俊宏君） 江上議員の御質問の1点目、垂井町の防災・減災についてと、2点目の防災行政無線の戸別受信機の貸与についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の垂井町の防災・減災について最新の情報を提供し、避難所訓練等についても今あるものをさらによくしていく必要があるのではないかについてお答えさせていただきます。

災害には地震、風水害、土砂災害など様々な種類があり、それぞれに応じた備えが求められます。中でも地震は発生の予測が難しく、一瞬で大きな被害をもたらす災害であり、事前の備えが極めて重要となります。

議員御案内のとおり、令和6年1月1日に発生した能登半島地震のように、地震が発生してからできることは限られており、日頃からの備え、つまり自助の取組が命を守る第一歩となります。本町におきましても、職員による出前講座や広報を通じて、まずは自宅で安全に生活を送っていただくために住宅の耐震化、家具の固定、窓ガラスの飛散防止対策、食料などの備蓄の推進、トイレ対策など、各家庭で実行できる対策について周知を行っております。

住宅の耐震化につきましては、昭和56年以前の耐震基準、いわゆる旧耐震基準で建てられた耐震性の低い木造住宅について、無料の耐震診断や耐震補強工事に係る補助を行っております。今年度からは、補助金の限度額を101万9,000円から200万円に拡充し、さらに耐震シェルターや耐震ベッドの設置に係る補助制度を新たに創設したところでございます。

また、自主防災隊防災資機材購入費補助金には、地震発生時に起こる電気火災を防ぐための感震ブレーカーを補助対象に加えました。新たな制度を積極的に活用していただくため、「広報たるい」や町ホームページ、出前講座などにより普及・啓発活動を行ってまいります。

また、避難所運営につきましては、令和7年3月に岐阜県避難所運営ガイドラインが改訂され、能登半島地震を踏まえた女性が利用しやすい避難所運営の推進を含む見直しが行われました。本町におきましても、今年度、岐阜県のガイドラインに基づき垂井町避難所運営マニュアルの改訂を行ってまいります。在宅避難を基本としつつも、安心して生活できる避難所であるための備えと体制づくりに今後も取り組んでまいります。

一方で、台風や豪雨による洪水、内水氾濫、土砂災害などの水災害はある程度の予測が可能であり、早めの避難により被害を最小限に抑えることができます。議員御案内のとおり、短期的な避難でも何も起きなくてよかったですと言える状況をつくることが大切であり、本町といいたしましても、その判断材料となる情報提供を迅速かつ的確に行うよう努めてまいります。

昨年8月の台風10号に伴う大雨では、避難情報の発令や避難所の開設案内などを町からの一斉放送や電話などの手段により地域にお伝えしましたが、情報が行き届くまでに時間を要した場面もあり、改めて迅速な伝達手段の構築の必要性を痛感したところでございます。

こうした教訓を踏まえ、本町では今年度、災害発生時の迅速で的確な情報伝達を図るため、防災情報自治会伝達システムの導入を計画しています。自治会長や自主防災隊長といった地域の代表者へ本システムを使用した情報提供を行い、地域住民の避難準備・行動の開始を促してまいります。

出前講座や各地域における防災訓練では、引き続き実際の避難生活を想定したパーティションの設置訓練や簡易トイレの使用方法の説明・体験といった実践的な訓練に加え、防災情報自治会伝達システムを活用した訓練を計画するなど、より実効性のあるものとなるよう見直しを図りながら、防災への備えや避難行動につながる取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、2点目の防災行政無線戸別受信機の貸与についてお答えいたします。

防災行政無線は、防災情報や行政情報を住民の皆様に直接同時に伝えることができるシステムでございます。

一方で、防災行政無線での情報伝達は、情報の受け手の状況や災害の種類によっては、音声のみの伝達であることから限界があります。このため、本町では防災アプリ、メール配信サービス、LINE、テレホンサービスといった複数の伝達手段の整備を進めてきたところでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、高齢者をはじめスマートフォンを利用されていない方々にとっては、これらの手段が十分に機能しない場合もございます。議員御紹介の大野町の戸別受信機の有償貸与につきましては、その対策の一つとして参考になる事例であると考えております。

現在、本町の戸別受信機の対応につきましては、令和4年4月に垂井町防災行政無線戸別受信機の譲渡等に関する要綱を制定し、視覚障がい者の1級から3級までに該当する方には申込みに基づき無償貸与をしております。一般の方には、1台当たり4万円で有償譲渡を行っております。

議員御提案の独り暮らしの方など一定の条件を満たす世帯を対象とした制度の導入につきましては、他自治体の先進事例なども参考にしながら、運用方法や財政面での課題も含めた制度設計を検討し、情報伝達体制の整備に引き続き取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま課長のほうから御答弁をいただきました。

防災・減災対策といたしまして、新たな補助金制度があつたりですか、あと先進事例として大野町のことも前向きに考えていただけるという御答弁でした。これは本当に多くの方を避難行動に導くためにとても大切なことだというふうに考えております。

そして、質問でございますが、男女はもちろん平等なんですが、社会的な成り立ちの中で経験が違う部分がございます。それは女性から見た男性、男性から見た女性、そのどちらでもない場合も、それぞれの経験値が違うと私は考えております。

そういう中で、先ほどのセンシティブな案件があった場合とか、その対応とか、そうならないための対応のために、そこにある一定数の女性が存在するということはとても重要なことであると考えております。それは、やはり相談しやすいとか心を酌みやすいと、そういう一面もございます。その点について早野町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問にお答えをしたいと思いますが、女性が利用しやすいような運営等々について少し触れたいと思います。

今年の3月でございますけれども、岐阜県の避難所運営ガイドラインが改訂されたところでございますが、の中では女性が利用しやすい避難所運営の推進といたしまして、女性の避難所運営への参画方法、そしてまた子供連れの避難など、女性の視点を充実させる観点からのガイドライン、あるいはマニュアルの見直しの実施が示されておるところでございます。

したがいまして、様々な視点での避難所運営では、女性や子供、それから子連れ世帯及び性的少数者など多様な視点での配慮を行うとともに、各種運営会議には女性でありますとか介護・介助が必要な方など多様な立場の代表者が参画する、そしてバランスよく協議することが望まれることが、この改訂の中で示されておるところでございます。

したがいまして、垂井町の避難所運営マニュアルにつきましても、このガイドラインの見直しを受けまして、その改訂を進めたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子議員。

○1番（江上裕子君） ただいま町長のほうから御答弁をいただきました。

やっぱりその中で女性もバランスよく入っていく、多種多様な人が意見を取るためには、やっぱり女性もバランスよく組み込んでいく、それは本当に大切なことだと思います。

また、町長がそのようなお考えというのは明るい兆しかなとは思いますが、実際、今この社会の中で女性が社会に進出して日が浅いんですね。ですので、なかなか女性が活躍する場が少ないので、そのように私は実感いたしております。ですので、今町長が言われたことが垂井町に広がって、そして国に広がることを願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（広瀬隆博君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時56分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和　年　月　日

垂井町議会議長　　広瀬　隆博

会議録署名議員　　水野　忠宗

会議録署名議員　　渡辺　保彦

